公衆浴場営業に係る手続一覧

届出先 松山市保健所１F 生活衛生課（TEL:089-911-1807 、FAX:089-923-6627）

届出区分	変更（法人）	変更（個人）	停止	廃止 ・ 一 部 廃 止
提出書類	公衆浴場営業（許可申請書･承継届出書）記載事項変更届出書（**様式第８号**）	公衆浴場営業（許可申請書･承継届出書）記載事項変更届出書（**様式第８号**）	公衆浴場営業停止届出書（**様式第９号**）	公衆浴場営業廃止届出書（**様式第 11 号**） 公衆浴場営業一部廃止届出書（**様式第 12 号**）
届出者	営業者（法人）	営業者（個人）	営業者	営業者
手数料	無料			
提出期限	変更後 10 日以内		停止後 10 日以内	廃止後 10 日以内
添付書類および注意事項	**【構造設備の変更】** ・変更の状況を示す図面（変更の前後が分かるもの） **【法人の名称、事務所所在地、代表者氏名、定款又は寄付行為の変更】** ・変更に係る登記事項証明書 ・定款又は寄附行為の写し ・許可証 **【公衆浴場の名称の変更】** ・許可証 **【管理者、衛生管理責任者の変更】** ・添付書類なし ※管理者の変更の場合、承諾書の添付をお願いすることがあります。	**【構造設備の変更】** ・変更の状況を示す図面（変更の前後が分かるもの） **【公衆浴場の名称、営業者の氏名、営業者の住所の変更】** ・許可証 **【管理者、衛生管理責任者の変更】** ・添付書類なし ※管理者の変更の場合、承諾書の添付をお願いすることがあります。	**【営業の全部を停止】** ・添付書類なし **【営業の一部を停止】** ・停止した施設の状況を示す図面 **※営業再開の注意事項** ・営業を再開した時は、公衆浴場営業再開届出書（**様式第１０号**）を速やかに提出すること。 ・営業の一部を再開した時は、その再開した施設の状況を示す図面を添付すること。	**【営業の全部を廃止】** ・許可証 **【営業の一部を廃止】** ・廃止した施設の状況を示す図面

届出区分	営業許可証の再発行	相続による承継	合併・分割による承継	譲渡
提出書類	公衆浴場営業許可証(汚損・紛失)届出書（**様式第４号**）	相続による公衆浴場営業承継届出書（**様式第６号**）	合併又は分割による公衆浴場営業承継届出書（**様式第７号**）	譲渡による公衆浴場営業承継届出書（**様式第５号**）
届出者	営業者	相続により営業者の地位を承継した者	合併後存続する法人、 合併により設立した法人、 分割により承継した法人	譲渡により営業者の地位を承継した者
手数料	無料			
提出期限	速やかに	遅滞なく		
添付書類および注意事項	※再発行後、紛失した許可証を発見した場合は、直ちに発見した許可証を返納してください。	***＜事実を証する書面＞*** ・戸籍謄本（被相続人の出生から亡くなられるまでの連続したもの） 又は法定相続情報一覧図の写し ・同意書 （法定相続人が複数いる場合のみ） ・許可証	***＜事実を証する書面＞*** ・承継した法人の定款又は寄附行為の写し ※定款又は寄付行為の写しに合併･分割の情報が記載されていない場合は、議事録の写し、登記事項証明書等の添付をお願いすることがあります。 ・許可証	***＜事実を証する書面＞*** ・営業の譲渡が行われたことを証する書類 ・許可証